



大切な財産を大切な人に円満に引き継いでいくために
～～～ 相続・贈与を考えてみませんか ～～～

配偶者からの贈与の特例

- + 婚姻期間が20年以上の配偶者から、住居用不動産又は住居用不動産を取得するための金銭を受入れた場合には、その年分の贈与税の課税価格から2,000万円までの金額を控除することができます。
- + 同一配偶者からの贈与は、一生に一度しか受けられません。

【要件】

- + 夫婦の婚姻期間が20年以上であること
- + 贈与財産が国内にある居住用の土地や家屋であること（その取得資金も含まれます。）
- + 贈与を受けた年の翌年3月15日までに贈与を受けた土地や家屋に実際に居住し、その後も引き続いて居住する見込みであること

※ 個別具体的な税務については、税務署又は税理士等にご相談して下さい。